

鍋屋
幸三郎

メ拾三人也

同廿九日

福井清造

名主源之助

八月

三日 雨天、昼より少々晴

組頭同断

山三郎

一昼飯後、役席より俄に立合申来り候に付、参り候処、

右の通、相心得居申候事、

農兵一条に付、右は御触面の通り出張日定り候処、

七日 天氣

右稽古場へ出張不申事相成不申候由、依て左の通、

一組頭・行司兩人とも拙先日手札渡し候農兵出張の義

小田井社境内

由利三左衛門 名主山三郎

申入候、并農兵の人別へ歳分に稽古御師範に頼可遣

八月十四日 新屋敷覚右衛門

旨申入候、

老町より組頭老人つつ

十三日 天氣

同 処

福井庄三郎

名主源之助

一月番より廻文にて農兵奉行御三人左の新人別被仰付

同廿九日

名主八郎右衛門

組頭同断

候由、槍炮術は町役の向出張は無之筈に候処、矢張

メ右の手札渡し帰り候跡(後)に寺町出役無之趣にて又左の通、

罷出候様申付有之候由、

来迎寺境内

福井庄三郎

永井町庄屋
平右衛門

高階八右衛門様

御師範は

八月九日

組頭同断

木下弥八郎様

佐藤大助様の由、

同 処

岩崎豊太夫様

世 十四日 曉方より雨降

十月

近 一 今日農兵稽古日候へ共、何分雨天故、延日に相成申

十三日 時雨

候、

一幕前より大變義、生野銀山表正義一統押寄候に付、

十五日 先づ天氣

此方様より一番手木下弥八郎様大将にて惣人数三百

一 農兵稽古今日有之候由申来り、得と吟味致候処、中

式拾人宵田村蓮生寺本陣にて御出張被遊候由、夜通

々被仰出候義にては無之、只休日事故、此方より

し人足差出し等にて繰出夜通しの事に候、

願可致哉の義故、小田井町・竹屋町等へ相談に遣し

十四日 仮成天氣

候処、中々願候迎も御聞濟の程無覺束、且は好み候

一 前日の次第にて早朝より御馬廻り并騎馬御役人中度

事にて無之候に付、得願(と)に差出不申候、

々町方御廻勤の事に候、

廿四日 上天氣

一 尚又二番手御繰出しに付、大混雜の事に候、当久保

一 早朝、小田井社へ出張、農兵稽古見物いたし只々御

町よりは一番手人足は不掛候へ共、二番手人足九人

役人の向御出張御延刻にて彼是四ツ半頃始りに相成

・追人足式人メ拾老人差出候、

申候、昼刻竹屋(町)丁源之助殿交代にて出張故引取申候、

十五日 仮成天氣、折々時雨

一 日々夜々御馬廻り敷度廻り有之、十夜御時に可参の

(7) 生野の変

処、右諸用に付千代之助名代に出し申候、八ツ時過

文久三年

俄立合有之、罷出候処、段々評義(議)有之、其れく手

配り致候事、然る処十町より御見舞蒸物十荷、御目見人別より御酒凡八斗・煮^メ大重に十持参にて由利三左衛門・拙者兩人へ可参旨被仰付、誠に迷惑の次第に候へ共、無拠其都合に決心致し仮役兵右衛門へ申付、兩行司共呼出し何角申付候、扱又蒸物の処久美行の節は酒屋一統にて蒸候へ共、此度は御用手握飯焚出し度々の事にて無拠十町へ割符、依て行司磯平方にて為蒸候、都合能出来致候事、

十六日 先づ仮成天氣

一 早天出掛り(中略)先づ宵田迄の処の積り候へ共、宵田は早昨日御出立の趣、網場(現八鹿町)の由申候に付参り候へ共、追々上へ御上り被成候趣にて竹田町法樹寺と申浄土宗門の寺へ御陣取被成居候、依て夜九ツ半頃著、宿無之候に付庄屋へ掛り候へ共、夜著、蒲団不殘御本陣へ持込、夜具無之候由にて泊め呉不申、則庄屋宅矢名瀬屋新右衛門殿へ逗留致候、参り掛五町

惣代由利三左衛門・端町惣代山三郎・御目見惣代壺屋由三郎^メ三人に供三人、十町より大重に蒸物十荷、御目見より酒八斗・煮染(にしめ)ため四重大に十箱・白板十五枚^メ此人足十六人、人足の分兼て宵田迄の積りの処、不計道延候て誠難渋の趣心配致事に候、由利氏・拙、少々足痛の気味も有之候に付、和田山より宿籠二挺仕立参り候、

十七日 雨天、仮成天氣

一 兼て早朝起、陣中へ参り御大将へ御目見御見舞申上候心得の処、未明に御城出に木下八郎左衛門様夜通しに御著有之、右に付大混雜被遊候て御迎难被成趣、依て申上置引取度候へ共、是非御逢被成候様被仰出、依て御手透相待、漸昼八ツ半頃御目に懸り御見舞申上候、宿へ引取、帰り拵致し出掛候処、漸和田山角屋五郎右衛門方へ止宿致し候、

十八日 雨天

世 近

一 早朝出立（中略）寄宮屋にて日置より豊岡戻り船に

乗り正五ツ時頃無滞帰宅致候事、

十九日 時雨

一二番手は九日市長崎へ御出陣の処、是は今日御引取の事に候、

廿四日 雨天

△生野銀山大変に付、日記子細に可書記の処、誠大混雑にて前条の通、日々の立会等有之候へ共、日記難致略す、取極り荒増左の通り、

生野銀山表大変当十月十日より始り候由、

当所へは実正の処、十三日昼頃より騒立、暮過より人歩等掛り候事、十三日夜八ツ時御本陣にて御頭木下弥八郎様大将にて岩崎角太夫様軍士・御使番津山多仲様、其外士列の分凡十七八人、小物何角にて惣人数人足共都合凡四百人也、右刻限御出立、正義の面々妙見へ引籠居候迎宵田村蓮正寺へ御陣取被成

居候処、西ノ下と山口の妙見社と間違の由申候、此

一番手十五日和田山迄押寄、十六日竹田町浄土宗寺法樹寺に御陣取の事、

二番手士大将勝田佐次兵衛様に不残九日市丁崎又は女代社へ御陣取被成、十八日御帰陣相成申候、十三日御出陣後甲冑にて町方御見廻りの役人御廻りに候、（中略）十五日御出掛に網場村にて九州浪人本正義、生野にては二人合廻り候様の平野次郎と竹島直記と申浪人式人御召取にて宿二方屋又右衛門方へ送被付、宿にて縄取に相成、則牢屋立、昼夜の番に十町農兵の者参り候、

一 十町より御見舞に蒸物大重に十荷、此米餅米九斗・小豆貳斗、右町々にて蒸候事、御目見人別より酒八斗・煮メ・白板等、二番手へは蒸物八荷、御目見より右に準候事、但し人数少分故、右の外書附置候事多分有之候へ共略す、

廿六日 時々降

一 昨日より老番手の組御帰陣にも相成候様の噂致し候

へ共、尚又如何の義故竹田より和田山迄御帰りの処、引歸し尚又竹田へ御出の趣、右に付ては二番手の用意尚又有之、如何の義哉相分り不申候、依って二番

手鑑札当町に三枚、内訳二番御ハタ奉行永野幸之進様若党老人、鍋屋幸三郎・槍持老人、

廿七日 仮成天気

一 今日廻り番故、十町見廻りに出候処、折能く御物頭

木下弥八郎様大将にて惣人数凡そ三百人、竹田より御帰りに付、大渡しにて拝見致候、夜分も同様廻り

申し候、

一 此大變に付、御寺は至て淋敷、御通夜等は表向にて

相成不申由に候、

十一月

五日 終日小雪降

一 此度御巡見様四日京都御発駕の由、

八日 兎角小雪降

一 公御役人様方御巡見、昨七日竹田町御立にて七日夜、

生野銀山御著の由、

十五日 昼迄は雪大降、昼より晴

一 此度去る八日著にて生野へ御出張被遊候御役人様御

名前左の通、

お目附 御用人 同断
戸川絆三郎様 小田清左衛門様 石井利喜三様

お目附 御土老人 御小人十四人

岩田三藏様 御土老人 御小人十人

高橋清八様 右同断

小堀副之助様 右同断

石野金吾郎様 右同断

会津様より御附添人 若党式人 鎗持老人

草履取二人 御小人老人

ノ

メ右の通、生野変へ御出張の事、

(8) 奉行巡視

文政五年

七月

廿九日 天氣宜、秋暑強、夜中大雨

一今日御奉行所下組村々御巡村に朝六つ時半大庄屋・

庄屋一統〔福屋門〕和久田へ出張致、御出迎申上候、大庄屋は

ぶつさき羽織立ち付、著一刀、拙者はぶつさき羽織

に統の股引、著一刀、其外庄屋一統終日御付添申、

相廻り申候、

御奉行所古在小右衛門様御若党兩人米塚増右衛門殿・竹下伊左衛門殿・

御駕籠人足三人・御鎗持御手人・挟箱人足・草履取御手

人・合羽籠人足・御下役沖野喜右衛門殿・御供御手人・

小頭大谷由右衛門殿御扶持人足、

右の通、朝四つ時和久田御門より御出、正法寺・戸

牧村觀音院にて御休み、松島通・高屋・上陰・下陰

村、信楽寺御休、夫より福田村新宮寺御昼弁当、夫

より同村〔久麻神社〕熊野大権現へ御参、下陰村信楽寺前へ御戻

り、野田御出、堀川上り小田井町橋御渡り、六地藏

村・日撫村揚岐庵御休、夫より船町・宮島、円福寺

御休、野上村より一日市へ御渡、大庄屋佐伯孫左衛

門宅にて御夕飯差上申候、夫より野田繩手御通、野

田分・永井町分・新屋敷分御通、但し野田境へ両村年寄

出迎申、御先に立ち和久田迄御案内申上候、和久田御門より

御帰宅、暮六時に成申候、夫より直に大庄屋・庄屋

一統御奉行所御下役へ出礼、庄屋一統は小頭殿へも

出礼、一統相別れ帰宅致候は夜五つ時前也、

(9) 博突入牢

天保六年

閏七月

十九日 天氣宜

一寺町奈佐屋源七・下町米屋嘉兵衛并はつばと申者共、

博奕筋に付、久美浜の牢に入居申由、今日噂致候処、

久美浜御役所より当役所へ申来候趣にて明廿日朝、

右源七親類の者老人・支配の名主召連、久美浜へ出

張可致旨、從御奉行所被仰付候旨、月番より被申渡

候に付、源七第九日市屋平三郎并名主代には紺屋理

三郎申付候て明朝久美浜へ可参旨相決候、尤拙者は

病氣に付、代理三郎へ申達候、下町より名主代は陰

屋源右衛門参候由承之、小使銀札三拾匁理三郎へ渡、

廿二日 雨天、少し出水致す

一寺町理三郎久美浜より暮時引取被申候、源七・嘉兵

衛兩人共腰繩にて召連婦候由、久美御支配(近)の囚人は

今日たたき払に相成候由、先は当地囚人早々御引渡

相成安心致候、(奉行下役)神矢安八様にも一昨日早朝に御内分

にて御出被成、今日御引取有之候由承る、

一初夜頃、月番より奈佐屋源七并組合組頭召連罷出候

様申来候に付、仮役吉三郎右人別召連罷出候処、源

七義御吟味中町預に被仰付候、

廿三日 天氣宜

一寺町奈佐屋源七、(下)滋茂町米屋嘉兵衛兩人共、今八ツ

時被召出、入牢被仰付候、御触帳に写置、

九月

十一日 天氣宜

一寺町奈佐屋源七・下町米屋嘉兵衛御答筋今朝四ツ時

御奉行所へ被召出、無滞御免被仰付候に付、即刻髪

・月代為致出札相勤候、尤昨晚御差紙被仰付候、

廿三日 天氣宜

一寺町奈佐屋源七より先達て差出し預置候久美(近)一件入

用の内、札廿式匁今日理三郎へ相渡す、

世 十一月

十二日 天氣宜

一去る閏七月下旬寺町奈佐屋源七博奕事に付、久美浜

入用左の通、

覚

一 拾四匁 入牢人払 一 拾匁 名主代下町源右衛門・寺町理三郎泊り払

一 拾匁 親類兩人 泊り払 一 貳匁 人足貳人貳飯

一 壹匁 福井氏人足 壹飯 一 貳匁 見舞人貳人 飯代

一 壹匁五分 牢屋へ 飯持賃 一 貳匁八分 同所へ 飯入箱代

一 三匁八厘 酒壹升 五合代

一 四拾六匁三分八厘

右久美浜郷宿京屋慶蔵より書附の表

外に

一 五匁九分八厘 塩屋源右衛門 取かへ

一 六匁 理三郎 取かへ 一 六匁 人足四人賃

一 拾七匁九分八厘

二口ノ六拾四匁三分八厘 (マコ) 入牢人兩人より出銀の筈

二ツ割三拾貳匁分八厘 (ママ) 寺町源七

内貳拾貳匁 先達て受取、理三郎へ渡

残拾匁分八厘

外に 六匁 名主代理三郎へ三日分挨拶 閏七月廿日より廿二日迄

一 拾六匁壹分八厘 十一月十日源七より受取 十二日理三郎へ渡す

外に 六匁 此方より手間料三日分、閏七月廿七日より廿九日迄ふすま張

二口ノ廿貳匁分八厘 (底) 内拾七匁かし 但、閏七月廿日久美行の節三拾匁 取かへの内拾三匁戻る

(差) 指引五匁壹分八厘 安平為持遺す、

(10) 堀川と大石大三郎

文政三年

六月

十四日 天氣宜

一 五町旧記近年元禄年中より已来月番帳致一覽候へ共、其節宝永年中の月番帳相見へ不申候に付、一覽不致候処、其後出候故(中略)致一覽候、

(元禄)一同十六未年三月廿五日大石内藏之助様御末子丹後す

だへ養子に御出有之候を石東源五兵衛様方へ御預に相成候故、木下勘兵衛様・広瀬四方作・御医師岸田

立朴様受取に御出被成、人数八十人・馬式疋・日撫(火)

渡川船四艘被仰付、御通の節、日暮候はば町に戸口

へ行燈可差出段被仰付候事、

十七日 朝少し雨天、夫より天氣宜、

「是は田村川と申堀川の東、六地藏村中に新川被仰付候由に候へ共、今は無之候、当時の堀川は是より往古の由承る」

一 往古、堀川新に被仰付候は宝永二酉年と相見へ、此

間月番帳一覽の節、日記に有之候、右御普請に付、

十町申談、拾町方にも船往來の為、并出水の砌、水

引宜敷事故、加勢人足十町より式百人可差出旨、御

奉行所へ申上候処、御老中様へ被仰上候て人足の義

御上より被仰付無之処、可差出旨申出候段御賞美有

之、猶御普請方より御差図可有之筈の由にて三月十

九日より御取掛りにて十町より出人足式百人四月十

三日迄に出し仕舞候旨、宝永二年の月番帳に有之候、

(11) 極内問合せ

嘉永五年

八月

三日・四日 天氣

一 昨日、山本利(久美浜庄屋)左衛門被參、久美浜より極内にて聞合

事被仰付候へ共、私一了管(見)に不能候故、相談に参り

候由、則左の書付持参に候、

一家政向善惡領分内腹(服)し居候か又は不伏(服)かの事、

一 主人家来共文武の心掛厚薄并文武の内飛(秀)いで高名成者名前の事、

一 海岸防禦手当向如何様の至法相立居候哉の事、

但し領内海岸附里数の事、

一家老已下重役の内、当時重立家政取扱候者善悪・

名前・年令の事、

但し取扱方私曲有無に并惣体気受善悪の事、

右篤と事実の所、内々聞合の事、

右の趣故、粗々様子も心得居候へ共、如何申上可然

哉、急意落着兼候故、極内にて及相談候旨被申候故、

於拙者には何分御政事に不足の申分無之、結構に申

より外無之候へ共、貴殿にては事実聞合と被仰付候

ては取繕の事も如何敷、併一通りは軽き事の様にて

不軽事故、極(密)蜜去る御方へ内咄致候上、可答旨申置

候故、今朝小頭所より引取掛、谷(巳)様へ参り御列席に

て右の始末書付は御目に不掛、御咄申上候処、別に

子細無之、其方も聞通り世間の噂、先づ御政事等聊故障申者も無之趣に承候間、其旨を以、相答可然段被仰候、并御重役様始文武心得の旁、名前申聞不苦哉の段も申上候処、是又不苦候旨被仰候故、帰宅致候所、最早前刻より利左衛門参、相待被居候故、右の趣咄いたし候、

12 名主書付

文久二年

七月

晦日 終日不天

一月番より困穀辻高書附明細持参致し候様廻文有之候

に付、今夕左の通認置候、

覚

一米九石八斗

拝借銀を以、買入候分

一同 壳石 但し式斗つ

焼失高上帳 二冊

鳥井忠左衛門 糝屋三郎兵衛

一先に名主より交代の節、御用物引渡目録

の間屋治兵衛 間人屋七兵衛

二通

越後屋市兵衛

一同六斗四升 但し壳斗六升つ

同断目録 一通

油屋磯平 出石屋市兵衛

〔前〕一寺町御用算笥 一

出石屋吉四郎 竹野屋和三郎

〔後〕一先役忠左衛門より天保九戌年当役山三郎へ 一

一同年寺町御水帳 一冊

メ右の通、祖父忠左衛門より親忠左衛門へ被引渡候

一宗門御改帳認方手本帳 三冊

御用物、外に親忠左衛門勤役中出来の御用物、左

一願書并一札類入 但二十通入 一袋

の通相添へ候、

一他町より引越来送状入 一袋

一弘化四未年宵田町御水帳 一冊

一家屋敷古証文 但十四通入 一袋

一同年 中町 御水帳 一冊

一文政七申年二月間口割帳 一袋

一天保十三寅年十町へ被仰渡候御触帳

一天保二卯年二月間口割御用帳御受帳 二冊

一冊

一当用認書附類入 一袋

〔後〕(弘化三年) 丙午四月

一寛政十二年申七月・文化四年卯五月

一御払米一件下へ申入演舌書帳 一冊

世
「前」
一 天保十五辰年焼失言上帳
近
安政七庚申年二月改

文久貳年

寺町名主先役

壬戌八月

鳥井忠左衛門死去に付

榊山三郎

一 火の元并博奕筋規定書帳

一冊

一 願書并誤(謝り)一札、又は入割済状・変死書上控等

寺町兼帯当役御名主

要用の書類、都合貳拾五通入

一袋

福井庄三郎殿

一 他町より引越来送り状

十三通

右の通相認、今井・福井両氏へ入目見候処、同氏とも

一 扶食米買受人別并家内取調帳

二冊

宜敷旨返書来る、

一 辛酉十月於来迎寺に御趣意被仰渡本書

二通

(13) 名主振舞

一 壬戌正月困穀御趣意書

一通

一 困穀人別帳

一冊

文久二年

一 日掛銭取集人別控帳

一冊

九月

一 日銭御趣意書御受取帳

一冊

廿五日 仮成天氣、寒風

一 御倉処より米預り手形

一通

一 今日、滋茂町名主福井清造殿方へ名主振舞昨日案内

メ右の通、箆筒に入、御渡申し候、御改御受取可被

有之候に付、七ツ時より罷越候処、新町名主病氣の

下候、以上

由にて不參、外不残出張申し候、料理向左の通、夜

寛政七年
十一月

- (1) 出石藩批判
- (2) 出石藩

鉢肴 鮭切焼
大こあしらい
浸水菜

井 ヒズ腹羅子
おろし繪
茄子朝漬

小蓋 鮎白
なしかん
こう茸

菓子椀 花玉子
半べん
椎茸
山の芋

吸もの 薄塩
鯛

平 (血)鮭切身
午旁
きくらげ

○ 鯉平ら作り
生盛同 大こん

猩々のり
しょうが少々

小皿 奈良漬
香もの

汁 積入
きくらげ
青身

吸物 ミン
鯉
御飯

五ツ時半頃引取、肝煎治作も呼に來り候趣にて灯燈(提)
持參被帰候由、左の通、
左○二印河久へ送り

二十九日

一出石御城主仙石越前守様(久道)当時御勝手向甚宜、金銀等
沢山に出來の模様にて諸々当地迄も皆々諸商人へ御
貸付被成候、尤御偏に諸事穀物等御買被成候故、出
石町人当御領分のもの迄も一統悪敷申候、御領分百
姓向も御取稼強と申候、但し御物主三家老仙石内藏
頭様と申を皆々憎み候事、

(2) 仙石侯入湯

文化十四年

七月

廿三日 朝より雨天、晚より大夕立

一來月初旬、出石御城主仙石美濃守様湯島へ御入湯被
(政美)
遊候由に付、御奉行所より取斗方被仰出候故、月番
に同役起会申談候、

世 廿四日 朝夕立、終日小雨

近 一出石御城主仙石美濃守様来月朔日・二日比御入湯被

遊候に付、町中御手当被仰付、御触帳に写置候、

一 三町共組頭一統呼出し仙石様御入湯に付、取斗方心

得等の義申渡候、

八月

行司番拙者相勤候、

朔日 天氣宜

一 今日、仙石様御湯治御通船に付、朝五ツ時より御奉

行所瀬能十大夫様京口町元結屋義助宅御待合宿にて

御出張被成候故、拙者も行司番に付、羽織に袴、帯

刀にて同所へ出張致候、四ツ半比無御滞御通船被遊

候、御座船より御荷物船に至、都合十七艘也、

御老中谷口十郎左衛門様菅田町口御門外石積に御

出張被成、出石様より御取次大塚甚太夫様・瀬能十

大夫様大渡白浜崎へ御出張被成候、出石様より御取

次一柳直様、

出石様より御使者本間甚右衛門様、此方様より御

取次高階八右衛門様御使者宿丹後屋莊三郎宅へ朝五

つ時より御出張、御待受被成候、

此方様より御使者勝田岡之亟様朝五つ時布屋平左

衛門宅へ御出張、御待合被成候、御先方様より御取

次太田忠兵衛様鳩場にて御引合被成候、

一 先方様御役人様四人共大渡しより御上り被成候、

三日 朝、秋冷強、天氣宜

一 一昨日、出石様御通船、町方男女川はた道に敷物を

敷、平伏致、拝見仕候義は御免有之候、

一 右御湯治中、当御領分の者入湯仕候義御先格を以、

差控可申旨先日御触ヶ条内に有之候へ共、此度は出

石御領分も無抛病人は勝手に入湯被指免候趣に付、

当御領分の義も同様に相心得候様、昨日御触有之候、

十三日 天氣宜

一 仙石様御見舞為御使者瀬能十大夫様、今日湯島へ御

出被成候、

九月

七日 天氣宜

一 今日、仙石様御上湯、昼九つ時比御機嫌能御通被遊

候、町方川筋御手配先日の通被仰付候、此方様より

御老中猪子左織様宵田町口石積へ御出張、御郡奉行

瀬能十太夫様には六地藏村浜先へ御出張、御使者和

田垣大記様鳩場へ御出張、出石様よりの御使者宿丹

後屋莊三郎、御使者受高階八右衛門様御小休御小陣

鍋屋良右衛門へ被仰付候へ共、御通船故御休は無之

候事、

(3) 仙石騒動

文政七年

五月

十日 雨天

一 仙石様御事、江戸より急飛脚一昨日三四度も出石へ

御著便に付、明朝上大夫(大老)仙京左京様御出府御発駕被

成、又々外御役人も御出立候筈の由、一昨夜より噂

風説致候事、

○ 五月三日、出石藩主仙石政美(まこと)江戸で没。仙石左京は子小太

郎を伴って仙石家養子選定のため江戸へ赴く。

七月

廿二日 天氣宜

一 従御奉行所左の通御停止触被仰出候故、支配下両町

共相触候、尤明廿三日は例歳の地藏祭にて候へ共、

作り物は相成不申、地藏尊(ごん)斗毎(つね)の通祭候義は不苦旨

被仰出候故、此趣両町共組頭行司に申付候、

行司名主へ

仙石美濃守様於江府御病氣の処、御養生不被成御叶

去る十四日御逝去に付、今日より廿六日迄鳴物音曲

厨の殺生普請令停止候、

右の趣御触有之候間、十町へ可被相触候、以上

天保六年

十二月

廿二日 朝雪天、昼より晴

一出石御城主仙石道之助様御家中御重役方の内に悪巧

みの御方有之趣にて九月下旬より御家老仙石左京様

始御重役様方追々多人数、従公義江戸表へ被召、脇

坂中務大輔様寺社御奉行にて追々御吟味被遊候噂に

相聞候所、当十九日夜七ツ時江戸より御飛脚到着、

以の外大変にて恐入候事に候、当月九日御用番松平

伯耆守様丹後宮津御城主にて
当時御老中也、御役宅へ第一類中様の内、

御兩人被召、依之為御名代御先手御兩人御出被成候

処、仙石左京始家政取乱候一件の義に付、段々被仰

渡の上、式万八千八拾八石余の高被召上、御城知其

儘に被差置、三万石高に被蒙仰、其上閉門被仰渡候、

右の趣に付、町方へも被仰出此節相慎居申候簡条左
の通、

簡条書 写略す、

右今日当御奉行所より聞合被仰付、寺町紺屋理三郎
を遣候て名主良三郎太夫より申来候書附也、
(出石町)

右の外、当所にて風聞の噂左の通、

於鈴ノ森に打首の上、獄門

伝馬町牢口にて打首

(天老)
御家老千五百石

仙石左京

御年寄

岩田静馬

御用人

宇野甚助

御年寄

青木团右衛門

御年寄

杉原官兵衛

左京嫡子

仙石小太郎

遠々島 (遠 島)

御払の上、遠島 (〃)

其外御払遠島等名物未知、

近江守様へ永預

(年寄)
御用人

山田八左衛門

『従公(後)義出石殿様へ被仰渡の書付申、(天保七年)正月九日日記
に写置』

御用人(前年密) 登
大森

今日網乗物にて出府被仰付候方

静馬子
岩田虎太郎(次)
(遠 島)

左京子
仙石庄三郎(正次)
甚助子
宇野庄之助

外に老人有之由、名未知、

一 荒木玄蕃様・仙石主計様・酒勾清兵衛様御三人の藩

老方は御屋敷へ御歸し、道之助幼年同姓と申合、

政事執行可申段被仰付候由、

石州浜田御城主

御老中 松平周防守様(康 任)
六万石の内、三万石被召上、
三万石高に相成候由、

御切腹と相聞申候、

御はた本右御別家

同 主税様(康賢)
江戸御町奉行 筒井伊賀守様(政 憲)
同御勘定奉行 曾我豊後守様

右御三家は御改易の由相聞申候、

『周防様(守)・主税様御両家共御改易には無之、御隠居被
仰付、若殿様に御家督は無相違被仰候由、然共御両家
様共追て御所替可被仰付被仰渡の由、伊賀様(守)は何事も
無之、曾我豊後守様は御役御免被仰付候由相聞候』

廿三日 天氣宜

一出石表御大變に付、十町へ御停止触被仰出、支配町
に相触候、在方も大庄屋より廻文有之候、

天保七年

二月

九日 天氣宜

一旧臘出石御大變の節、従公儀出石殿様へ被仰渡、

左の通写す、

仙石道之助へ

月より百五十日斗の御閉門と被察候、

一從御奉行所左の通被仰出候故、支配町に相触候、

(略)

五月

行司名主へ

四日 天氣宜

仙石道之助様御閉門御免に付、諸事不及相憚候、

一出石様御閉門今以御免無之趣にて御侍方は勿論、御

右の趣為承知十町へ可相触者也、

領下にては名主・大庄屋を始め都て少分にては御扶

五月廿一日

持被下候者は長髪(す)の由、出石町小前末々迄も戸を閉

め居候趣、甚難義の(後欠)、

五日 同断

(三) 町と村

一出石御家中浪人并家内共譬近親たり共逗留為致候義

(1) 年 始

相同御差函受可申段、当御家中へ御触有之候趣にて

御領中在町共同様に相心得可申旨、御奉行所より被

元治二年

仰出候故、支配町に触る、尤御触帳に写置候、

正月

廿一日 曇天

元日 大極上々天氣

一出石表一昨夜江戸より御著便にて殿様御事御閉門御

一年始の賀祥四海同風目出度申納候、先以親子共大丈

免被為蒙仰、出石表も御閉門被成候由承之、去十二

夫にて越年致、大慶千万の至りに候、女計故未明に

若水迎に参り直様神祭り神前拜礼御雑煮献上、其後

嘉例の通り家内をのべ三宝大福雑煮祝盃致し、全相

濟し直様金比羅社始めにて三ヶ寺御位牌に拜礼、御

藩中不残南谷・三坂迄歩行、其れより城南・大磯不

残、宵田町始りにて綿屋迄参り少々休足致し、津清

山屋清兵衛、中町

始りにて小田井町裏通りにて新屋敷・竹屋町・久保

町宅迄大休足、直様隣始りにて堀バタ・簀町・永井

町仕舞にて、昼飯は朝喰置、供、朝の内平四郎・昼

より交代治作を連、全入相過相濟み夕飯、暮早々百

万遍に参詣、五ッ過休み申候、今日は誠に三月頃の

天氣の様にて礼衆人も多分有之内にはお金礼受致し

お熊は大分宜敷候て朝も遅く起ながら一同に祝、彼

是と致居申候、

二日 上天氣

一 未明に不残掃除、嘉例の通祝蔵開初、何角読初・書

初千代之助とも致し申候、

一夜分百万遍に参り候、其れより嘉例の通、誦初致し

候、

(2) 招宴

文久二年

八月

二日 昼迄天氣、昼より又々雨降

一 明日、餽飩振舞懇意向相招申し度に付、佐野村車屋

へさき買に遣候処、無之由にて無六數帰り、尤参り

掛今森三左衛門殿打人に頼遣し候処、承知向故、尚

又帰り後、江野屋善次より問合候処、有之趣故買求、

老升め百六拾匁有、都合六升買申し候、老升代老匁

也、

三日 天氣

一 兼て昨日より仕向致居候懇意客今日七ツ時案内、左

の通取計、

山口酉齋 由利五郎右衛門先に家内死去、未だ漸昨日一七日故、不致案内

太田丈之助銀山より来客の由、差支

右三人は不参申来、来客左の通、

江州 松居源兵衛 保田長左衛門 糺屋兵右衛門

由利良右衛門 山本市藏 鳥屋伊右衛門

メ六人也、

料理

中皿衣揚 かほちやしそのみ 茗荷の子

猪口白砂糖入 したし

生饅飩大 中皿にてサエ掛

吸物わんにて生饅飩 あんかけ

菓子椀芋株 蕪 二ツ葉 錦の焼麩ゆばち 腐波 椎茸

香もの

小附 平皿焼豆腐 しょうが 御飯

取肴 大平薄くず かも瓜 井すずいき 井いんげ豆白あへ

右にて酒呑は松居計に候へ共、大はずみ、酒も大分参

り、夜五ツ過迄被居申し候、

右料理人三左衛門殿早朝より御入来、夜九ツ時被帰候、給仕はさぎ・ゆめ・てい也、

桜川(銘酒)凡そ壹升八合・詰酒六七合 但し酒塩とも

饅飩粉 弍升貫有

米五升、と又壹升、都合八升、右の内少々衣揚に用い候、

揚物一中皿 温饅壹鉢したし共、メ猪子様・舟木様両家へ上る、

右にて漸手一ばい也、内のは漸吸物わんに一膳づつ煮て喰ひ申し候、

入用

三匁五分 酒弍升五合 弍匁四分 上白壹升五合

九匁 粉六升 弍匁 油三合 梅有

五分 白砂糖 壹匁五分 椎茸 十

壹匁 菜代 七分弍厘 焼とうふ

三丁分

老奴

かしよが
からし
花魚はなうし

式拾老奴六歩式厘

此外の品々内に有之申し候、

(3) 井戸替

文化十五年(文政元年)五月

二日 天氣宜

一 今日より井土(戸)修覆に取掛候、人数七人、三日十老人、

四日拾人、井土(戸)全成就致候、

後日―但し井水修理已前より余程清く相成候へ共、

余り水道強く成過候故哉清澄不全候故、砂三荷

斗洗ひ候て底に入れ候、

三日 天氣宜

一 今日人数十一人にて井土(戸)普請八つ半比迄に先年井土

新に堀候節、出水強、石難積候故、二三尺為埋候、

石砂不残為上候所、東北より二ヶ所水道顯候故、桶

かわ入れ、夫より十老人とも川船式艘にて砂取に遣

候、

四日 天氣宜

一 井土(戸)深さ貳丈、桶かわ内法(うちのり)三尺、長さ老間、松木に

て代拾五匁、桶屋善作にて昨日上残の砂為上、全成

就致候、但し桶かわの継手外より石灰にて詰め内より楡

五日 天氣宜、入梅

一 今日、日雇四人昨晚迄に井土(戸)成就に付、今朝井土(戸)か

へ為致、夫より合力人も老兩人有之、藏の石場搗に

かかり候、

十五日 少し小雨、入梅けしき

一 先日廿七日より土藏井井土(戸)普請、天氣続宜、別て近

年無之鯛鯖等、日々多參、諸所より沢山に到来致候

事、

六月

世 十一日 天氣宜、暮比少し夕立

直しの御守名号、山三郎戴き申候、
廿九日 雨天、五つ過より天氣宜

一手前井水の儀、先月修理以前よりは水余程清く相成候へ共、水道余り強過候哉水清澄不全候故、今日砂

一是得上人様へ井水かな気除きの御加持御名号御願申

三荷斗能洗ひ候て底に入候、水清宜候に付、又々三四荷も清水に相成候、入候所、水出少々よわく成、

上、戴申候、石面に左の通、

十二日 同断、戌の比少し小雨七月二日又砂入、凡三尺斗埋る、

此石七日に仏前へ祭り置、

七月

是 得

八日目未明に未井水不釣

二日 天氣宜

水神大王

三万遍唱候事、

一井戸水澄不全に付、先達て砂を能洗に候て底に入、

右に付、廿九日より日課御念仏三万遍つつ相唱、同

凡式尺斗埋候処水澄候へ共、長々旱魃にて井水減じ

又々濁り候故、今日砂を洗ひ底に入、凡壺尺埋、最

初より都合三尺斗の埋に成候所、水全程清澄致候、

に入、井底に入候、

文政四年

(4) 針 職

三月

廿五日 雨天

天保四年

一昨日より瑞泰寺へ是得上人御出被成、御説法并念仏

十一月

御弘通被成候、参詣群参致候、水難・火災・水濁り

十一月 雨天

一 産物針職の義、山三郎家業に引受候様被仰付難有奉

御酒料に被下

吉三郎

存候、依之右職場最初六月已来鍋屋五郎右衛門空宅

勇助

御取用被成候処、前文の通被仰付候故、先日より表

長七

二階を職場に拵、大工日傭等遣ひ申候、

十二日冬至 雨天

一 御用よりは是迄御元入金并御拵道具等山三郎借用御願

一 針職人并諸道具今日此方へ引取申候、

申上候、又々是より月々五百匁づつ都合六貫目の借

十三日 天氣宜

用并職人養手当米御願申上候、老ヶ月に六斗づつ御

一 針職今日より此方宅にて致候、表二階職場也、

聞被成下候、

十二月

一 今朝四ツ時、御勘定所へ左の人別被召出、頂戴被仰

廿日 少し雨天

付候、

一 針職稽古人は今日限にて冬分は為引取申候、

金貳百疋

産物取扱方出精に付

山三郎

天保五年

同五百疋

六月下旬より此節迄空宅職場に御取用に付、御会釈

由利五郎右衛門

二月

同貳百疋

浜坂村伊勢屋惣兵衛へ引合に付、御会釈

広島屋保助

十七日 天氣宜、夜南風

同七百疋

針職人連来頭取故御会釈

浜坂村伊勢屋惣兵衛

一 針師与兵衛故郷浜坂へ今朝参候并勇助義稽古人と不和合故、暇遣候処、今朝暇乞なしに帰る、不届の事に候、先日仕事に参候清左衛門も帰候、

外に南鎌老斤御酒御吸物料被下候由、

鳥目老貫文

同村職人与兵衛

に候、先日仕事に参候清左衛門も帰候、

世
一 浜坂より先日十日頃伊勢屋惣兵衛相見へ候所、今朝
近 出石へ被参候、

三月

廿三日 天氣宜、夜南風強

一 浜坂より手前に来居候針師長七義下陰村藤兵衛娘す

き聿養子に申受度旨当春より藤兵衛夫婦相頼、山三

郎世話致、今日吉日故結納昼時持参、晩方より長七

を山三郎召連参、無滞祝義致、夜七ツ時頃帰申候、

廿七日 天氣宜、夜雨

一 下陰村藤兵衛方聿養子長七事、不相替当家子方に致、

盃遣し呉候様兼て相願、今晚召連来候故、盃致遣し

名も改め長兵衛と号申候、藤兵衛方より扇子・樽・

鯛持参致候、此方にては差掛り来候義故、取あへず

かきの吸物 いもかけ豆腐

ひたし物にて 酒、後茶漬

天保六年

五月

四日 天氣宜

一 在京都山三郎方へ針送、荷物目方五貫目、菊屋利兵

衛方へ為持頼遣し候、来る九日十日迄に京着の筈也、

十月

廿五日 同断

一 浜坂へ針金買并七釜村へ吉三郎呼に去る十八日昼前

(免) 立にて遣し候処、存外遅く如何の事哉と案し居候処、

今昼吉三郎同道致し針金調帰候、但し奈佐屋忠作也、

天保七年

二月

四日 天氣宜、晩方より雨天

一 針師二方郡七釜村吉三郎先月十四日故郷へ年始に帰

在致候処、又々今晚来候、

四月

三日 朝少し雨天にて夫より天氣宜

一 山三郎義、針方江戸表へ引合に付、先日針師吉三郎

を上京為致候へ共、猶又在京船屋良平方より下宮村

飛脚三左衛門を二日前にて廿九日飛脚に戻し当五日

京著^(着)に登り候様申越候故、今朝出立致候へ共、洪水

に付、道往来難相成趣に付、晩方迄見合居、七ツ時

頃より出立致候、荷持には下ノ宮上下召連申候、今

夕出石へ止宿の由、四日承、

廿四日 昼より雨天

一 針師吉三郎京都より今暮帰申候、

廿五日 大雨

一 山三郎より御勘定所へ針職の義に付、内願書拙者持

参、和田様へ差出候、

五月

十一日 天气宜

一 山三郎義先頃上京の節、於彼地江戸針問屋に引合多

分受合帰候、年中に代銀五拾五六貫匁可差登、相對

故今日吉三郎を召連、引合に浜坂へ参候、尤此度御

用へ拝借御願申上、三貫五百匁拝借致候、

十八日 大雨

一 山三郎方より来書、万田御札場より当御札場へ飛脚

の人相届候、浜坂表針買入春より無之、能買間の由

にて多分買入候に付、右代物持参金にて不足致候間、

火急の義故御勘定所へ時借の拝借御願申差越候様申

越候故、則金貳拾兩拝借致、当御札場へ頼、万田よ

り来候飛脚を以、差遣候、

廿一日 曇天

一 山三郎義浜坂より七ツ時前帰候、針多分買入、津

居^(山)迄船にて帰り、同所より陸にて帰候由、尤浜坂よ

り職人老人雇帰候由、吉三郎同道にて針上乘致帰候、

六月

四日 雨天

一 内ノ周吉義勢州へ代参兼京都へ針持登并江州辺針代

世 集、旁今昼立にて遣候、六月廿二日下迎致す、
廿四日 曇天、昼前より大雨

一針師吉三郎を浜坂へ針買入に遣候、昼より船に乗参候、七月五日晚船にて帰る、

七月

五日 少し雨天

一先日廿四日針師吉三郎を浜坂へ針買入に遣し候処、
今晚浜坂船を雇帰候、

十二日 前十日に当る、折々小雨

一針師吉三郎・勝平昨日限にて仕事仕舞、今日兩人共
故郷盆会に帰申候、吉三郎は十七日晚帰来る、

十九日 折々小雨けしき

一山三郎義御勝手方引合事并針方引合相兼、今朝出立
にて上京致候、

廿四日 雨天

一先日浜坂より針師友右衛門と申者来、仕事為致呉候

様、吉三郎を以段々相頼候故、先づ山三郎帰宅迄為
致可申候、其余は山三郎帰宅の上、了簡次第の事に
候旨申答、昨廿三日より仕事に参候、

一同所勝平帰来候、

八月

八日 天氣宜、夜雨降

一山三郎義六日京都出立の由にて今晚無滞帰着致、安
堵致候、江州御用向及調談に候旨を承、大慶に存候、
船屋良平も同道也、御勘定手代沢田棍右衛門殿は三
四日前に帰着有之候、

廿五日 天氣宜

一江戸登針荷、今朝下宮村上下三左衛門持、上京致候、

九月

十五日 天氣宜

一針荷今朝下宮村三左衛門を以、相登し候、

十月

十七日 天気宜、夜風烈し、雨少し降る、

一次郎平に針荷為持、今朝出立にて上京為致候、廿七

日帰る、

十一月

十八日 天気宜

一当年奥州大凶作の由にて江戸針問屋菱万より山三郎

方申来候趣、左の通、

(中略)

天保八年

五月

廿五日 天気宜

一針職方不景氣に付、当分相休候故、針師吉三郎今日

故郷へ帰申候、

六月

十四日 (ママ)

一山三郎義今日京都卯之助帰候故、針代引合同道致、

晩方出立にて上京致候、

天保十年

三月

七日 小雨、朝より南風(つよ)励し

一針座産物再敷申談、今日夕方舟良(舟屋良平)へ参り同道にて産

物へ参り勘弁筋并に加心の義相頼宜敷承知被具候、

廿五日 天気、南風

一針座再興に付、船良へ差入手形并に兩人申談候趣意

書付一通(興)ヲ式通、産物兩人の衆へ相渡し候、

四月

十八日 快晴、南風、初て暑催

一兼て申談の浜坂より舟良と組合針買入、同人去十三

日出立被参候処、今日帰宅に付、夜に入、拙者参、

彼地の振合委細承り申候、

廿二日 終日雨天、折々大雨

一今朝、朝より昼前ふね良起会、産物質入針改申候、

世 小前中の仕入帳に有、
近 五月

十三日

一 船良殿去る六日浜坂へ針買に徳十郎召連被参候処、

今夕帰宅、尤七釜惣助雇被致候、

十四日 天気

一 今日より針仕事船屋にて惣助取掛り申候、松太郎も

多方少の間遣申候、夜に入、徳十郎包立手間代の定

に参候故、先づ一旦老奴五分と定め、仕事出来の模

様にて老奴分のまし取斗可申段申答置、後剋舟良方

へも参り其段申談置申候、

廿日 天気、極暑

一 未の刻頃より舟良方に参り江戸行針仕切控認め申候、

天保十二年

九月

十五日 夕方より雨

一 昨日ふね良得面談度旨に付、立寄候処、江戸表へ針

遣度候間、山三郎浜坂へ遣し候はば今老人は定次を

頼可遣旨に付、何角申談ふね良より金十兩持参、外

に用意金廿兩の対田札場(二方郡札場)へ為替切手山本氏に頼、認

め貰、今昼前より兩人出立遣申候、

十九日 天気

一 山三郎今日浜坂より帰り申候、此節針一向払底に付、

江戸廻しは買入不申乍高直店売丈け調帰申候、昼過

帰宅也、

天保十三年

一月

廿九日 天気、寒風

一 山三郎今朝浜坂へ針買に遣候、尤(札場手代)今井丑之助(二方郡札場)対田へ

(勤番交代)被参候に付、同道致申候、

二月

十六日 早朝より四ツ前迄前日に同断(雨天、風雨共烈敷)、昼より晴

一山三郎浜坂へ針買に参申候、尤今度は銀三百目加藤

氏より借用持参致候、早午時にて出立致候、

廿八日 雨天、夜に入り雨降(雪カ)

一山三郎出石へ針売に遣申候、

晦日 昼前より雨天

一山三郎昼過帰宅致候、

三月

廿七日 仮成天気、夕暮より雨

一山三郎針売に森垣辺迄参り候処、一向売不申候由、

四月二日帰る、

(5) 手習謝礼

文化十四年

五月

五日 天気宜

一田路様へ、ふん手習に遣候に付、鍋屋三左衛門息女御

同家に手習に被遣候故、謝礼取斗今日尋に遣候処、

左の通申参候、

上巳 端午

八朔 重陽

雛の餅添 ちまき添

右札巻 匁づつ

盆前 札六匁に素麵に 暮 札六匁に煙草巻打

(6) 手間代、他

文政元年

十一月

十七日 今晚より大風雨、霰降

一当年普請に付、諸入用是迄の分、左の通、

一百三拾九匁

大工手間六拾九人半

一貳拾八匁

左官手間拾四人

世 近

一 拾三匁七分五厘 石工手間五人半

一 百九拾老匁 日雇百九拾老人

但し當時にては人払底、七分五厘にては人無
之に付、一統老匁宛遣候、

一 百四拾五匁五厘 板木代

一 式拾三匁七分五厘 竹代

一 式拾八匁四分五厘 竹野石・灘石代

一 拾七匁六分八厘 石堀手間代請負

一 拾八匁四分八厘 繩藁代

一 三拾三匁分八厘 酒代

一 四拾六匁七分式厘 瓦代

一 式匁式分 しだ代

一 拾三匁式分六厘 魚類・豆腐・野菜物代

一 六匁 船賃

一 五拾式匁八分 井土(戸)かわ井土桶代

一 七匁式分 木挽手間賃

一 四拾三匁八厘 杉皮(屋根)宇板并諸入用

一 四拾老匁五分 金物代

一 九匁 大工源四郎へ祝義并来迎寺へ

借物挨拶共

一 百九拾六匁 手間式百八拾人養

老人七分宛

一 四拾三匁七分五厘 合力人手間六拾式人半

同断

老貫(戸)九拾六匁八分五厘(戸)

土蔵建直し・油蔵新造・井土修(戸)覆・油屋(屋根)宇ふきか

へ并下雪隠建直し、

右の内、凡六百匁土蔵修理・三百目油蔵・百目井土(戸)

・百目油屋(屋根)宇に当る、

一 凡百三拾匁 当春表二階修理諸入用并に畳新調代共

二つ合老貫式百廿六匁八分五厘(戸)

(7) 脇差修理

文政十二年

六月

廿日 天氣宜

一 此度鮫屋八郎兵衛にて脇差為直候、

一 四匁五分 さやぬり直し花塗 一 五分 頭ぬり代
并に割てさび取

一 式匁五分 鮫洗手間 一 式匁五分 柄巻手間

一 六匁 柄糸代 上黒糸也、文化十三年閏八月の節は
四匁にて黒糸也、

一 六匁 身研 手間、文化十三子閏八月は四匁にて有之
候へ共、此度は柄有之故、式匁増候、

(8) 石碑再建

天保七年

七月

五日 少し雨天

一 立正寺の石碑再建致度、先達浜坂へ注文申遣候処、

出来に付、今日船に積帰候、下台石は七月
晦日に来る、

石碑と中台は

頭中かしら

三谷石にて本磨

高さ(曲)三寸
横幅同壹尺八歩
厚さ九寸

中台高さ七寸
横幅壹尺七寸
奥行壹尺四寸六歩

御崎石

高さ
横幅(マ)二寸

右にて代札百三拾匁
外に八匁 運賃
又式匁、下台御崎よ
り当所迄運賃

下台

奥行

水溜掘る

但し文字不掘

但し文字不掘

(彫) 両掘込深さ壹寸

文字は興国寺御方丈を頼、石工紋左衛門彫刻手間十

六人半、此代三拾三匁、(食事付) 養凡拾七匁、都合百九拾匁

廿八日 雨天

一 立正寺墓所石碑文字彫刻に今日より石屋紋左衛門来

候、文字は興国寺御方丈へ相願書貰候、

(9) 入 歯

文政元年

十一月

世 三日 雨天

近 一 およし入歯為致候、上惣入歯、前三枚、左右耆枚づ

つゞ五枚、右料札貳拾匁、

文政十年

閏六月

廿六日 天氣宜

一 お八枝事八九年已前上齒斗惣入歯、大坂の者に料廿

匁にて入させ候処、大分損し申候、此度摂州河辺郡

多田庄高平谷布木村（木）市郎兵衛（長藏共申）と申入、齒師山田次郎兵

衛方へ参候故、此度は上へ下た共惣入歯為致、昨夜

昼より今日昼迄に出来致候、尤料物金貳歩に致候、

当時此札三拾九匁六分五厘に成、

文政十三年

八月廿七日 雨天

一 お八重入歯去る亥閏六月為致候所、損し候故、此度

摂州入齒師市郎兵衛来候に付、昨日一日相掛り上下

惣入歯為致申候、此料金貳歩也、

(10) 勅化銀二件

文化五年

七月

十一日

一出雲国日御崎御社大破の由にて諸国御勅化公儀より

御免にて信仰の輩は不依多少勅化に付可申段、当二

月御触有之候趣に候、当七月十一日先触参り無程御

役人月番御名主由利良右衛門殿迄被参、直々同役御

人打寄申談、及びすや庄三郎へ宿申付候、

十六日

一日の御崎勅化銀左の通、

一 銀三百目 城崎郡三十ヶ村より

外に壱封、但し銀壱両

一 銀六拾匁 豊岡町中

一日御崎御神主三位檢校と申者、素盞鳴尊の御末孫の由に候、

一 此度相見へ候御役人古庄兵部殿、次の御役人桑原右

近殿、外に老人ぞうり取、都合三人也、

此度被参候節の御先触

人足 三人

軽尻馬老定

二十日

一 町在共、寄附銀相对相済候に付、同役四人昼より右

寄附銀持参、勅化帳へ記、請取書取、尤御酒被出候

事、但し公儀より勅化御免の御証文の写并に日御崎

絵図面・竜蛇柏模様付の品等を拝見致す、

一 此度寄附銀六拾匁、十町平割にて老町より六匁づつ、

二十二日

一日御崎御役出立にて出石へ参候、但し此度勅化御免

十ヶ国左の通、

近江・美濃・信濃・若狭・加賀・越後・丹波・丹後
・但馬・越前

文政三年

十一月

十九日 雪降る

一 今度、京都大仏殿妙法院宮宝生院役人と申三村主殿

・中林齋宮兩人相見へ大仏殿再建の勅化当御領中へ

被相頼候、甚紛敷事に存候へ共、京都御用達杉山茂

右衛門よりも当御役所へ申来候由に候へば右兩人の

御役人実物に被存、且又宮津・峰山表なども記帳有

之事故、町在申談、月番由利九十郎相对取斗にて左

の通にて今昼より出立、出石へ被参候、

一 銀百目 当御領分町在より 二方共^(郡)

此札百三匁

内札九拾匁 在方より出銀

残拾三匁

外に拾老匁式分 町方より宿払致遣申候、

メ廿四匁式分

十町に割、老町より式匁四分式厘づつ

方屋庄三郎方にて止宿にて同役度々出会、十町共申

談、梶川氏へ掛合甚六ヶ敷、漸十町へ薬式百服受取候て相片付候、在方は相对出来不致、順村に相成申

候由承之、

一丸薬式百服 代銀札式百匁 十町

但し老服に付、老匁

内 十八服 京口町 拾五服 新町

拾五服 小尾崎町 廿九服 宵田町

廿九服 中町 三拾九服 滋茂町

廿五服 小田井町 拾服 寺町

拾服 久保町 拾服 竹屋町

メ式百服

右割合十町申談取斗申候、十町共名主へ御土産物右

の通、

中御門宰相中将宋徳卿御詠歌短冊 壹枚

東園宰相中将基仲卿御染筆 壹枚

(11) 売 薬

文政三年

八月

廿四日 雨天

一此度、東園宰相中将様より当方殿様旧き御縁家の御

因を以、右御殿御制法の妙法乾坤丸と申小児丸薬、

当御領分へ御売弘被成度由にて町在共御触流の義、

先達て御頼被仰越候、右は御殿年来御勝手方不如意

に付、為御助成且は諸人の為にも可相成哉の思召に

て今度、梶川新三郎と申御役人上下三人被相下、二

右の通、拙者申受候外、同役三人同様の振合に被下候、端町名主四人へは短冊沓枚つつ被下候、

一 在方の義、四五ヶ村順村被致掛候へ共、由利氏挨拶にて四百服にて相對片付候由にて永井町へ三服割当り参候故、両組頭へ相渡候、此代三匁、

(12) 世相批判

文政五年

七月

廿一日 午前少し雨天、昼より天気宜

一 東照権現様御治世より凡式百年余、御静謐泰平の御代に生逢、難有事と存候、然共貴賤上下共年々奢増長致候へ共、誠に止め所なく登る斗にて歎ケ敷義に候、此奢をおさゆるものは乱世ならで無之候、今日より後百年とも治世は続間敷、歎ケ敷事に存候、儉

約を守、長く泰平の御代を禱るべし、穴賢くく、他見無用たるべし、

(13) 大豆降る

文政十年

二月

十八日 少雨天

一 当十四日夜、大豆・小豆・えんどうの品天より降候由にてひろい候者見候所、正物より小つぶにて石の如く堅く候へ共、丹後屋隠居にて五六粒土鍋にて焚て被見候所、^(和)和かに成申候、誠に不思議の事に存候、

(14) 火事

文化十四年

世 三月

近 廿九日 天氣宜

一夜八つ時比より新屋敷村より出火、久保町東側奈佐屋惣八迄類焼致、西側は魚屋庄五郎明屋迄類焼、メ三拾五軒、外に潰家五軒、メ四拾軒、永井町分類焼部屋共九軒、外潰家老軒、新屋敷村分類焼部屋・潰家共十七軒惣メ六拾七軒、夜明に焼止り候、手前宅幾度も火付危有之候へ共、防人多く并に井水等有之に付、危難を逃れ悦申候、

晦日 天氣宜 夜雨

一夜前出火に付、自性院境内野辺へ持出候道具等取入、并に家根破損等繕申候、合力人所々より参候、手前蚊帳四たれ・戸式枚・畳三四畳紛失、

四月

朔日 天氣宜

一 焼失為御檢使小頭殿・下目付御兩人、四ツ時より御

出張、久保町・永井町・新屋敷御改、同村庄屋理右

衛門宅へ御立寄、書上被仰付、相認差上申候、控別

帳有之候、火本の義、新屋敷村庄次郎と申、又は福

井伊兵衛屋敷に久保町越後屋市兵衛木小屋有之、是

より出火共申、双方御呼出御吟味被成候へ共、庄次

郎・市兵衛諍論に相成、難分候に付、双方共口書御

取、夜五つ時半比御引取被成候、

二日 小雨

一 今八つ時、御評定所へ双方共御召出し、火本の義段

々御吟味被成候所、新屋敷庄次郎方は近所の者式三

人も証人有之、市兵衛義は証人無之に付、申分不相

立候に付、市兵衛木小屋より出火に相極、手鎖にて

親類預けに被仰付候、

六日 朝雨天、午より天氣宜、寒

一出火に付、朔日御檢使御役人中へ出礼未相勤候に付、

今朝久保町組頭・行司兩人・永井町年寄召連、新屋

敷庄屋・年寄同判致、御礼相勤候、

一 昨日、御領分村々へ火事の節挨拶に永井町年寄相廻

し申候、上組へは仁衛門、下組へは善右衛門、尤十

町名主中組頭・行司へも年寄兩人相廻し申候、

一月番より類焼并潰家人別召連参候様申来候に付、罷

出候処、左の通御上より御恵米被下候、

一 類焼三拾五軒 久保町

内巻軒 越後屋市兵衛除

弐軒 魚屋庄五郎・田辺屋弥三郎^(笠)明家除

ノ三軒

残り三拾弐軒

一 潰家五軒 瀬戸屋治三郎・小松屋長次郎姉・

尾場瀬屋喜兵衛・住吉屋平兵衛・

宮津屋伝五郎

ノ三拾七軒

右の分御米巻俵づつ被下置候に付、明朝御蔵所へ受

取に罷出候様被仰付候、

一 潰家五軒

内巻軒

宮津屋伝五郎は隣家迄焼失に付、御除

残り四軒

此分へ御上より御心付三拾匁づつ被下置候、

七日 天氣宜

一 御恵米并潰家御心付銀御礼惣代にて召連罷出候、

十一日 天氣宜

一 今朝四つ時、十町名主御評定所へ被召出、先日出火

の節致出精、宜差図致候旨御賞美の蒙御意、并に町

内出精の者九人へ御酒料鳥目弐拾疋づつ、拾六人へ

十疋づつ被下候、但拙支配下にては寺町大工新十郎

・久保町亦次五人、右九人の内なり、寺町樋屋五八、

拾六人の内なり、外に忠左衛門方油師祥雲寺村庄八、

傘屋文三郎・同屋兩人へ弐拾疋づつ被下候、右御礼

御奉行所小頭殿等へ申上候、

十二日 雨天、午より晴

世 一 此度出火に付、^(屋根)宇の瓦、凡八百枚程無に成申候、
近 十三日 小雨

一 久保町越後屋市兵衛御咎筋御免の願、町内の者・類
の者等、去る六日より日々小頭表・五町名主へ罷出
候、

一 右に付、同役四人御奉行所小頭表へ去る八日・十一

日と兩度出申候、「十五日出、」

十八日 今曉より雨天

一 今度久保町焼失に付、從御奉行所被仰付左の通、

行司名主へ

一 此度久保町焼失に付、普請の義草^(屋根)宇にては火用心

悪敷候間、堅粗末の建物たり共、本普請の分は板

宇・瓦宇の内に可致候、若難治にて得普請不致、

仮家建致候分は其趣意町役人へ申達、建物町並よ

り式間跡^(後)へ引可申候、尤土台并柱穴通の義、急度

可為無用候、

右の趣、久保町并新屋敷へ可申付候、

四月

右の通、^(組)与頭・行司并焼失の分の与頭呼出し申渡候、

「但し源四郎・義七・惣八・庄助・和助・重五郎・市

三郎・平三郎・徳右衛門^メ九軒は新触已前の小屋掛

普請也」

一 今朝、同役四人同伴致、越後屋市兵衛御免の願に罷

出候、但し御奉行所小頭殿へ、

廿日 天气^(良)能、午より南風

一 昨日御差紙にて今四ツ時、御評定所へ久保町越後屋

市兵衛被召出、御咎筋無滞御免被仰付候故、一先引

取候て髪^(まかぎ)月代為致、御奉行所始去る二日并今日御出

張の大目付様・御勘定所様御下役・小頭殿・下目付

中・御組衆へ廻礼致候、

一 去月晦日出火に付、久保町潰家に助成銀、左の通申

談出銅致候、

一 札式拾匁 下町 一同拾八匁 中町

一同拾六匁 宵田町 一同拾匁 寺町
久保町

ノ六拾四匁 尚八匁 寺町より

式匁 久保町自性院より
上の分より出銀

但し最初百七拾五匁助成銀五町より出銅に申談候へ
共、下町割当り五拾五匁の出銅不出来に付、漸廿匁

出銀故、外町も相減候、

廿二日 暖風

一出火に付、久保町潰家四軒の者へ助成銀左の通月番

より請取、夫々へ相渡候、

一百式拾匁 御上より老軒に三拾匁づつ

一六拾四匁 宵田町・中町・下町・寺町・
久保町上の分より助成銀

ノ百八拾四匁

内 四拾匁 瀬戸屋治三郎住宅
主田宮長右衛門へ

五拾式匁 小松屋長次郎姉へ

外に三拾匁中町より別段

心付ノ八十二匁

五拾式匁 尾場瀬屋喜兵衛へ

四拾匁 住吉屋平兵衛住宅家
主下町伊勢屋弥助へ

ノ百八十四匁

五月

二日

一 久保町類焼人の内拾八人の者、四月晦日立の御払米
代難治の由にて去る晦日より月延の義相願候に付、

段々^(利)理害申聞候へ共、達て相願候故、一昨日御勘定

所へ願遣候へ共、相叶不申、組頭手前にて借かへの

勘弁も此節御用銀等差支にて出来不致候に付、乍難

治相立候様申渡候へ共、押て相願候に付、昨日拙者

宛にて書付為致、今朝小頭殿へ参、内意申入置候故、

今晚方小頭殿私宅へ御出、久保町十八人のもの并先

今月行司共御呼出し御奉行所にて御聞届無之候間、

明朝迄に相立候様御申渡被成候、尤願書差戻し候、

世 十三日 日和

近 一 下町与頭・行司より鳥目三貫文為持差越、先達て出

火の節久保町宮津屋伝五郎居宅為防潰家に相成候故、

心付致候間相渡呉候様申参候に付、右伝五郎并与頭

相添呼出し相渡申候、尤下町名主・与頭行司へ礼に

参、可然旨申述候、

但し先達て竹屋町よりも右為心付沓封申請候旨、

伝五郎より申達候、尤銀札七匁の由、

右兩町・名主中へ挨拶の手紙今日遣す、

十四日 雨天、昼過より晴

一出火の節、失物の内、戸式本出石屋喜作方へ紛込居

申候由にて先日同人持参致呉候、

一 右の節、下女みの所持失物手掛り出来候に付、手前

蚊帳も紛失の事故、旁以昨日目明和平次に内分吟味

相頼候、夜分車右衛門戸口迄参、何角申述候、

一出火の節、煎釜むし釜共破損致候に付、今日良八参、

塗繕致并はたき粉出火の節、桶より打こぶし沓桶分

欠立候故、今日仕掛致候、

十五日 折々小雨

一 先達て出火の節、手前下女高屋村みの所持物紛失左

の通、

單物 沓・綿入の表 沓・右裏 沓・右綿 沓ッ

分・前だれ 四ッ・帯 沓筋・紙 七帖・大風呂

敷 沓、

メ数十一

右張ごりに入、有の儘紛失、

右に付、久保町肝煎尾場瀬喜兵衛女房ふん、義不埒の

次第有之に付、昨日与頭行司兩人呼出し肝煎当分假

役申付可然旨申渡候、

十八日 天氣宜、薄暑申、雷鳴夕立

一 先達て出火の節、久保町長次郎家為消口潰家に致候

に付、中町より別段に心付三拾匁取計有之候由、昨

日由利九十郎殿より承候、

廿二日 今暁大雨、折々小雨

一出火の節、下女みの紛失物の内、単物壱肝、喜兵衛妻おふん、取扱居候をみの見付出、先日相尋候処、桶屋五平次母より三匁にて内分買候由申、尤四月四日依てみのより五平次母へ売候哉相尋候処、左様の覚無之旨を申、右に付、丹後屋文左衛門をみのより頼おふん・五平次母兩人文左衛門方呼寄吟味致候へ共おふんは五平次母より買候由申、五平次母は左様の覚無之と申、水掛合にて論義不分、拙者義は役前の義、別て兩人共支配町の者、何連相片付候ても氣の毒出来候付、不存分に致居候所、五平次方より吟味致明白仕呉候様申参、おふんも其後同様申参候、下女みの吟味致呉候様願に付、無抛目明和平次へ先日内話致相頼候所、同人より番頭車右衛門へ吟味申付候由にて同人方へ二夜兩人共呼寄、拷問にかけ候

所、漸おふん取扱旨及白状に候由、然共(行李)こりの破よ

り右の単物壱つ引出し取、跡は其儘其場所へ置、不

存旨申、甚不審に候故、車右衛門も色々吟味致候へ

とも無抛近所の者任挨拶に右単物壱つ切にて残は吟

味相止め候由、今日右の趣申、車右衛門単物持参、

下女へ渡し候故、段々世話無如在及吟味候趣粗承候

間、最早是切にて吟味無用に可致旨申渡候、

廿四日 天氣宜、暑

一久保町肝、喜兵衛女房、先達て不埒有之に付、喜兵

衛義肝、取難為致候故、去る十七日与頭行司一兵衛

・太七呼出し肝、取難役申付、代り役拵可然旨申述置

候所、差留り思敷後役も無之由にて先当分寺町肝、

市次郎を相頼候旨、今日太七より申達承置候、

八月

十九日 曉風強雨天、終夜大雨

一昨日、御奉行所より被仰付候由にて小頭殿より御申

聞被成候御書付左の通、

新町めんよう

与惣次

宵田町大工棟梁

市兵衛

木挽

治右衛門

久保町大工棟梁

源四郎

右の者御作事中大工棟梁相勤候に付、右役中出火の

節御作事詰申付候、町内火事役差除可申候、

丑八月

右の趣大工源四郎并組頭行司庄三郎差添呼出し申渡、

十月

二日 夜前より今朝に至小雨、夫より

天気已成

一 御作事より出火の節、火消人足御作事詰御規定通、

狼に相成候由にて寺町・久保町・京口町・新町、右

四丁へ御規定書附参候写此裏に有候、

出火の節規定

一 御作事へ 町人足三十人

右者出火の節、名主召連早速御作事へ欠付可申、

其節名主に御相印の胸当三十可相渡候間、人足共

へ著用為致、御作事より相渡候火消道具為持相揃

候て御普請御奉行へ引続火元へ可罷出事、

一 於火元御作事御相印の挑灯、^(提)昼は幟へ不離様に人

足共一所へ可相働、耆人にも外手へ散候者は急

度咎筋可申付候事、

一 及鎮火引取候節、夫々持参の火消道具持、御普請

奉行へ引続御作事迄可引取、若火事場又は途中に

て勝手に引取候者は急度^(甚)越度に可申付事、

右三ヶ条、前々より御規定に有之候へ共、近来甚狼

に相成候間、御町奉行よりも被申付有之候へ共、猶

又申付候間、弥堅可相守候事、

丑九月 御普請奉行

但し両町共組頭行司へ申付候、

尤拙者義亡父寺町兼帯の節より両町共組頭行司老人
差出、名主不罷出候間、此段御含置被下候様十月六
日小奉行村田喜三郎殿へ申入御承知有之候、

(15) 捨て子

一寛政十年午三月廿七日夜五ツ時過、来迎寺林的西堂
様小児を抱、御出被成、此子拙寺門にすて有之由、
差あたり今夕の乳に困り候、勘弁有之間敷哉と被仰
候、尤一封の書付添有之候、去巳の六月廿九日誕生
の男子、其後打続に母病死の趣、尤丹波黒井の疱瘡
御守添有之候、早速およし乳のませ候、并に門前治
三郎妻乳沢山の様子に付、治三郎呼に遣、今夕の養
ひ相頼、治三郎抱て被帰候、翌廿八日早朝御奉行小
林丹解様へ西堂様より御達被成候、親父様よりも御
達被成候、

(16) 三川権現はだか参り

文政五年

八月

廿四日 天氣宜

一今晝、三平(下男)義何方へ起出候哉相知不申に付、着用物
吟味致候所、何も有之、はだか身の様子にて帯耆筋
と手拭耆無之のみ故、大に心配致、諸所にて占撫致
もらい申候、諸方へ尋人遣候処、夜前骨柳屋徳兵衛
方にて新敷はた帯耆つ買候由相聞候故、先づは少し
安心致候て扱は何方へぞはだか参致候哉と存候処、
竹野の者骨柳徳にて買物致はだか参に森本にて逢候
由申候趣、こり徳より為知参、扱こそ三河(川)権現へは
だか参に相違無之と三平兄喜郎平・丹後屋庄七兩人
に著物(着)に飯骨柳為持、昼時より三河(川)へ差迎に遣し候
処、市場坂の手前ふもとにて出逢候由にて暮時同道
にて帰、安心致候事、

(17) 喧嘩一件

文政五年

九月

廿二日 天氣宜

一昨廿一日夜、手前下男三平義寺町河守屋市助と喧嘩致、三平義市助を打擲致、額に疵付、血流し候故、

彼是六ヶ敷候処、此方近所隣与八・酢屋亦十郎・ますや喜代平・出石屋喜作等度々先方へ挨拶に参具、

其外此町組頭、内にては丹後屋文左衛門・木屋文五郎・糺屋与兵衛・紺屋喜四郎等并大工亦次世話致、

寺町組頭へも申談、今夕四つ時比相濟候、尤先方無遺意了簡致相濟候故、寺町組頭一統へ銘酒一樽貳升・

塩鯛耆尾并市助組合へ銘酒一樽貳升・塩いかけ耆尾為

持、近所四人の者挨拶に参具、事濟候事、誠に手前の家に(か)ケ様の義、前代未曾有の事に候、

廿三日 天氣宜

一今朝、山三郎義夜前右一件相濟候挨拶に近所世話人

并組頭・寺町組頭并市助方同人・組頭等参候事、

廿四日 天氣宜

一三平義、此間不届に付、追出し置候へ共、近所のも

の并寺町市助組合の者、且堀町組合の者等毎度参、段々挨拶致候故、今夕拙者留守中山三郎より差免、

帰宅為致候、

(18) 後見始末

一安永六年丁酉年、布屋午之助独身に相成、幼少の事

故、家相統の趣難為致、類中打寄申談、妙楽寺屋次

右衛門相頼、支配致被具候様申候所、承知有之、依て一式引渡し置申候、尤其節有物も無之、札場御用

も有之候に付、払物着類も売、何角取集、元手にいたし、次右衛門へは年に二百匁心付相渡申、相對に

致候て醬油商売へ取続申手段申談候、依て午之助成
長致候に付、寛政元己酉年九月十九日嫁取迎、次左
衛門より世帯被相渡候次第左の通、

て次右衛門支配の内、
田地買置

一 九百八拾五匁弍分

米穀代品物類

外に家付田地は其俣に有

一 七百八拾六匁

金銀錢札にて有物

右の通、次右衛門より受取、九月廿六日大磯村五郎衛
門立会にて平左衛門へ相渡す、次右衛門支配の内、醬

一 五百六拾八匁五分四厘

頼母子懸候有銀、尤
取候掛戻し引残り也

油藏建被申候諸道具も追々調有之候、右平左衛門へ相
渡候外相宛候年に弍百匁づつ十三年分受、六貫匁相渡

一 老貫八拾六匁五分

醬油六本仕込有元也

す、次右衛門出精にて布屋相続再成候段、弍人大手柄

一 三百匁

味噌仕込有

可然申尽候、已来於平左衛門も如在方致候はば背天余

一 三拾匁

たまり二樽

と可申間、後々至候て此趣可申聞候、平左衛門に相渡

一 四貫百六拾七匁三分六厘

売掛帳面ノ高

候帳面、拙者執筆致置申候、

但、内老貫匁斗取可申候へ共、残りは□也

一 五百五十匁八分六厘

貸方

一 弍百弍拾匁

喜藏・幸七かし、是
は不相哉存候

(19) 島原遊興費借倒し一件

一 九百四十匁

戸牧・大磯・今森に

文化十五年

世 四月

近 十一日 雨天

一 去丑三月久保町酢屋亦次郎・竹屋町肴屋伝次郎悴勇

(文化十四年)

(又)

三郎兩人京都へ魚売に參、島原に遊、傾城場代・雜

用金三步貳朱、銀三百匁八分、錢貳貫六百廿文、右

不埒致拔歸り候に付、去年島原より一兩度も下り及

相對候へ共、不算用、其後度々以書中致催促候へ共、

返書も不致捨置候由にて此度菊屋亭主并に年寄代喜

八兩人罷下り新町馬屋七右衛門へ止宿、京都二条御

役所より当御役所へ御添簡を以、願書持參、当月八

日、月番今井三郎右衛門方へ罷出、取次相願候に付、

被差出候処、当日兩人共足留被仰付候、右に付亦次

郎并に与頭文右衛門差加呼出し叱申付、從御奉行所

(組)

被仰付無之内、急に下濟の勘弁可致旨申付候、希代

の珍事、不届の者共に有之候、御添簡上書左の通、

京極加賀守御内

佐野肥後守組与力

瀬能十太夫様

山口銀次郎

杉浦伊勢守組与力

源谷平左衛門

訴訟人京都新屋敷中ノ町平野屋庄次郎・年寄与兵

衛代喜八右兩人下り申候、今日月番今井氏宅へ拙

者も起会、京都の兩人呼出し何分厚勘弁にて下濟

有之度旨申述候、相手方兩人も呼出し急度叱申付、

急に筋立可致旨申渡候、

十五日 天氣宜

一 久保町酢屋亦次郎・竹屋町肴屋勇三郎島原一件、兩

人の類の者共へ下濟為取斗候処、願上銀高の所へ兩

人より當時式百目相渡し残りは先方用捨致事濟致候

に付、下濟状を以、願下げ願書差上申候、尤連印訴

訟方兩人、宿馬屋七左衛門、相手方兩人、組合組頭

并に挨拶人等也、今井氏拙者奥印致候、

十五日

一 從御奉行処左の通御触

竹屋町 勇三郎

久保町 又次郎 へ

此度京都西新屋敷より訴出候次第、其方共不埒至極、不届の至に候、急度吟味申付方も有之候へ共、用捨を以、叱追込申付候、右の趣行司名主より可申付候、

5 「由利家公私之日記」〔抜書〕

(一) 町名主拝命、他

文化八年

閏二月

十一日

一行司御名主由利又右衛門殿より御用有之趣申来罷出候所、御奉行様より以御指紙(差)明十二日四ツ時に罷出

可申候様被為仰付候、仍て御受申上罷帰り申候、尤

中町兼帯名主福井八郎左衛門殿并組頭行司伊福屋治

右衛門殿同道にて罷出候事、
〔茂時生年三十四歳〕

十二日

一 四ツ時、月番名主由利又右衛門殿并中町兼帯福井八郎左衛門殿・行司組頭伊福屋治衛門、我等同道にて罷出候所、町御奉行瀬能十太夫様於御宅敷台被為仰付候趣は鍋屋九十郎へ居丁名主役被為仰付候、尤月番談の上相勤可申候事、并苗氏(字)帯刀御免被為仰付候、則御受申上引取申候、八ツ時に麻上下帯刀にて御札に行司名主案内にて廻勤仕候、家数十八軒廻り申候、小頭殿より御組衆へは誘引なし、無滞相勤七ツ時に罷帰り申候、天氣宜御座候、

十三日

一 組頭中より名主役為飲御酒一荷・扇子一箱・肴一折(かさ)但しど(か)ころ三ッ入被送呉候、則夫肝煎(使)へ鳥目百疋遣

申候、但し九六耳白、

○九十六文を百文として数える慣習を「九六百」と呼んだ。
「耳白」は無印のことか。

一 御奉行所へ為御礼、肴一籠の内どころ三ツ・幾世綿一樽献上仕候、小頭殿へ幾世綿切手二枚送申候、

十四日

一 早朝、行司組頭大こくや久左衛門井中瀬屋五郎右衛門昼後可被罷出候様申遣、八ツ時に被罷出候故、九十郎相勤居候、組頭役五郎右衛門殿相勤可被申候旨申付候、此段小頭殿へ披露に可被罷出候旨申付候、組下へも於五郎右衛門宅組頭行司より其旨可被申付候様に申付候事、

一 今日九町御名主中より扇子一箱・御樽一ツ・鳥目三十疋此度新役為祝儀月番名主より肝煎持参にて被送下候、(使者)則夫へ一匁遣候事、

一 夕方福井八郎左衛門方より中町名主簞笥一ツ肝煎太

助持参、則其儘受取置候、

十五日記す、

一 九町名主衆中并欲に尋に預り候衆中へ返礼に廻勤致候、

十六日

一 行司名主又右衛門殿より骨柳仲間者召連て明十七日四ツ時に御奉行所へ可罷出候様申来候故、鍋屋定平骨柳仲間故申遣候、

十七日

一 朝五ツ過に定平名代善二郎召連、行司名主誘引にて骨柳仲間都合廿式人・御奉行所并小頭殿へも御礼に罷出候、委細は触帳に記し有之、

十九日

一 早朝五町名主同道にて小田井町入窄御免の願に御奉行所并小頭殿へ罷出申候、

廿三日